

津市市営浄化槽事業の創設について

1 目的

河川や海域における水質汚濁については、家庭から排出される生活排水が大きな原因となっており、閉鎖性海域である伊勢湾に面する本市においては、その対策を積極的に推進する必要があります。

よって、効率的に生活排水処理施設の整備を行い、生活排水の適正な処理を推進するため、市が主体となって浄化槽を設置し、維持管理を行う市営浄化槽事業を実施することにより市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質保全を図ろうとするものです。

2 市営浄化槽事業の内容

(1) 整備区域

市営浄化槽の整備の対象となる区域は、公共下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域以外の区域を対象とします。

(2) 対象事業

浄化槽で受入可能な排水を排出する建物とし、専用住宅（建売住宅含む）、共同住宅、併用住宅、集会所、店舗、事業所、学校及び病院などで100人槽以下の浄化槽を整備対象とします。

(3) 事業内容

ア 新設

専用住宅（建売住宅含む）、共同住宅、併用住宅、集会所、店舗、事業所、学校及び病院などを新築、改築及び増築される方については、申請に基づき、市が浄化槽の本体設置工事と維持管理を行います。

イ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

申請に基づき、市が浄化槽の本体設置工事と維持管理を行います。

ウ くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換

申請に基づき、市が浄化槽の本体設置工事と維持管理を行います。

エ 帰属

既に合併処理浄化槽を設置されている方については、適正管理等一定の基準を条件に、申請に基づき、市が浄化槽を無償で受け入れ、維持管理を行います。

なお、イ及びウについて、敷地が狭小など設置場所が確保できない場合、複数戸に1基の浄化槽を設置します。

(4) 工事の概要

ア 浄化槽本体設置工事

浄化槽本体設置工事は市の工事範囲とし、工事を行おうとする者は、浄化槽法第21条第1項及び第3項の登録を受けている者、並びに同法第33条第3項の届出をした者であって、津市競争入札参加者名簿「管」（市内本店）に登載されている者としします。

イ 宅内排水設備工事

水洗トイレ、桧、流入管等の宅内排水設備工事は申請者の工事範囲とします。

(5) 助成等制度

ア 融資あっせん制度

浄化槽設置に係る使用者負担の水洗トイレの改造、排水設備工事、くみ取り便槽及び単独浄化槽撤去工事（転換に要する補助分を除く。）について、指定金融機関への融資あっせん制度を行います。

イ 低所得者等への助成金

市県民税が非課税の世帯に対し、宅内排水設備工事費の一部を助成します。（限度額35,000円。ただし、転換に要する補助分を除く。）

また、生活保護法に規定する生活扶助を受けている世帯に対しては、宅内排水設備工事に要した費用を助成します。

ウ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う補助

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、単独処理浄化槽撤去費（限度額90,000円）、配管費（限度額60,000円）の一部を補助します。

エ くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う補助

くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換については、配管費（限度額60,000円）の一部を補助します。

(6) 維持管理の概要

市が設置した浄化槽及び申請により帰属を受けた浄化槽について、市が業務委託により維持管理を行います。

ア 保守点検

新設の場合、浄化槽の保守点検を行おうとする者は、津市希望業種別

一覧「浄化槽保守点検」に登載されている業者であって、三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条に基づき、三重県に保守点検業として登録した者のうち、市内に本店を有する者と入札を行い契約します。

また、帰属の場合、帰属後2年間は当該業者と随意契約を行い、帰属後3年目以降は、新設の場合と同様の対象者と入札を行い契約します。

イ 清掃

浄化槽の清掃を行おうとする者は、津市一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者として登録されている者であって、津市競争入札参加者名簿「浄化槽清掃」（市内）に登載されている者と契約します。

ウ 法定検査

法定検査は、県知事が浄化槽法に基づいて指定する指定検査機関が行います。

(7) 受益者分担金

浄化槽本体の設置工事費の一部を分担金として使用者から徴収します。

《分担金》

人槽区分	分担金の額
5人槽	102,000円
6人槽から7人槽まで	113,000円
8人槽から10人槽まで	138,000円
11人槽から15人槽まで	213,000円
16人槽から20人槽まで	328,000円
21人槽から25人槽まで	414,000円
26人槽から30人槽まで	481,000円
31人槽から40人槽まで	559,000円
41人槽から50人槽まで	644,000円
51人槽から100人槽まで	市長が別に定める

※市長が別に定める額は、環境大臣と協議し、承認を得た額の1割の額とします。

(8) 使用料

使用料については、水道使用量従量制を採用し、下水道使用料と同様の算出方法で賦課し、事業に要する経費の一部として市が徴収します。

《浄化槽使用料金表》（津市公共下水道条例第 3 1 条を準用）

汚水の種類	基本使用料	従量使用料（1 立方メートルにつき）
一般汚水	648 円	1 立方メートルから 10 立方メートルまで 5.40 円
		11 立方メートルから 30 立方メートルまで 124.20 円
		31 立方メートルから 50 立方メートルまで 156.60 円
		51 立方メートルから 100 立方メートルまで 189.00 円
		101 立方メートルから 500 立方メートルまで 232.20 円
		501 立方メートルから 1,250 立方メートルまで 270.00 円
		1,251 立方メートル以上 286.20 円

(9) 受益者分担金及び使用料の猶予及び免除

災害や事故等により受益者分担金及び使用料の納付が困難な場合など、市長が特に必要と認める場合には、受益者分担金及び使用料を猶予及び免除することができます。

3 今後の対応について

津市市営浄化槽条例の制定についての議案を平成 26 年第 4 回津市議会定例会へ提出し、平成 27 年 4 月から特別会計において運営していく予定です。